

## 水素ステーション事業参入可能性調査等業務 企画提案募集要領

### 1 趣旨

この要領は、宮城県（以下「県」という。）が水素ステーション事業参入可能性調査等業務（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し最も適格と判断される業務者を選定するために必要な事項を定めるものである。

### 2 募集事項

#### (1) 業務の名称

水素ステーション事業参入可能性調査等業務

#### (2) 業務の目的

本県における水素ステーションの整備促進の基礎資料とするため、県内のガソリンスタンド運営事業者に対して水素ステーション事業への参入意向を調査し、あわせて、水素ステーション事業について効果的な手法により情報周知を行うことで、水素ステーション事業への新規参入に向けた具体的な検討を促す。

#### (3) 業務の内容

別紙「水素ステーション事業参入可能性調査等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

#### (4) 履行期間

契約締結日から令和5年11月30日（木）まで

#### (5) 委託料の上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

#### (6) 留意事項

委託業務の実施に関して、受注候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、県との協議の上決定する。また、実際の業務内容や進め方については、逐次県と協議して決定する。

### 3 企画提案に応募できる要件資格等

企画提案に応募できる者に必要な資格は、次のとおりとする。

(1) 物品調達に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成9年宮城県告示第1275号）第4条第2項の規定により物品調達等に係る競争入札参加登録者名簿に登録された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。

(3) この業務の募集開始時から企画提案提出時までの間に、宮城県の「物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）」に掲げる資格制限の要件に該当する者でないこと。

(4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当しないこと。

(5) 宮城県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 当該業務を円滑に履行できる体制が整備できること。

- (7) 上記(1)から(6)までを満たす1事業者を代表とする複数事業者による共同提案による参加も可能とするが、その場合は全事業者が上記(2)から(5)までを満たさなければならない。また、県は代表者とのみ委託契約を行うため、その他の参加者については、代表者との委託契約(県との関係においては再委託に該当)により業務を行うこと。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行うものとする。

#### 4 企画提案書等の提出

次のとおり企画提案書及び関係書類(以下「企画提案書等」という。)を提出すること。

##### (1) 提出書類

イ 企画提案提出書(様式第1号)	1部
ロ 企画提案応募条件に係る宣誓書(様式第2号)	1部
ハ 企画提案書(任意様式)	6部
※A4両面、ページ番号付きとし、提案内容を簡潔かつ分かりやすくまとめたものとする。	
ニ 事業経費見積書(任意様式)	6部
ホ 業務遂行体制図(任意様式)	6部
ヘ 業務工程表(任意様式)	6部
ト 同種・類似業務の受注実績(任意様式)	6部

##### (2) 提出方法

持参又は郵送(簡易書留又は配達証明付き一般書留に限る。)

##### (3) 提出先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 水素エネルギー推進班  
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

##### (4) 提出期限

令和5年4月28日(金)午後5時(必着)

##### (5) 質問

質問がある場合は、次のとおり質問書(様式第3号)を提出すること。電話や口頭、受付期限を過ぎてからの質問は一切受け付けない。

##### イ 質問受付期限

令和5年4月19日(水)午後5時まで

##### ロ 提出方法

電子メール

##### ハ 提出先

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 水素エネルギー推進班  
電子メール: [saiseih@pref.miyagi.lg.jp](mailto:saiseih@pref.miyagi.lg.jp)

##### ニ 回答方法

質問に対する回答は令和5年4月21日(金)午後5時までに県再生可能エネルギー室ホームページに掲載する。

なお、質問又は回答の内容が特定の質問者の具体的な提案事項に密接に関わる場合は、当該質問者のみに回答する。また、質問の内容によっては回答しない場合もある。

##### (6) 留意事項

- イ 提出された書類の差替え、変更及び取消は一切認めない。また、提出された書類は返却しない。
- ロ 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書は無効とする。
  - (イ) 提出された企画提案書等に記載されている文字の判読が困難又は文意が不明な場合
  - (ロ) 本要領の規定に従っていない場合
  - (ハ) 下記6のプレゼンテーションに参加しなかった場合
  - (ニ) 同一の団体等が2つ以上の企画提案書等を提出した場合
  - (ホ) 企画提案に関する手続の公正な執行を妨げ、若しくは不正の利用を得るために連合した団体等が提出した場合
  - (ヘ) 民法（明治29年法律89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ハ 審査は提出された企画提案書等により行うが、企画提案書等の提出後、提案内容について説明を求めることがある。
- ニ この企画提案の応募に係る全ての経費は、企画提案者の負担とする。
- ホ 企画提案に参加する事業者が企画提案を公正に執行することが困難であると認めるときは、公募型プロポーザル方式による実施を延期又は取り止めることがある。
- ヘ 提出された企画提案書等は、情報公開条例その他の法令の規定に基づき、開示する場合がある。
- ト 企画提案書等の提出を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第4号）を提出すること。  
なお、取下願の提出があった場合でも、既に提出された企画提案書等は返却しない。また、企画提案書等の再提出は認めない。

## 5 企画提案書等の記載内容

### (1) 仕様に関する事項

- イ 調査方法  
調査の具体的手法や媒体及び回収率を上げる工夫について記載すること。
- ロ 資料調製方法  
調査票や水素ステーション事業に関する基礎資料について、紙面構成及びデザイン等を具体的に示したイメージサンプルを作成し添付すること。
- ハ 情報周知方法  
水素ステーション事業参入支援に資する情報を広く効果的に周知できる工夫について記載すること。

### (2) 業務遂行体制

本業務完了までの期間を通じて、担当する全ての者について記載すること。

### (3) 業務工程

仕様書に記載の期間を踏まえた業務工程を記載すること。

### (4) 経費の見積り

仕様書の項目ごとに、数量、単位、単価を明示し、費用の内訳、積算根拠が分かるように記載すること。また、消費税及び地方消費税の金額を算出し、合計金額を記載すること。

## 6 契約相手方の決定

### (1) 受注候補者の選定方法

県が設置する選定委員会において、(2)の審査項目及び配点に基づき、企画提案者によるプレゼンテーションを基に審査を行い、各委員の評価点の平均が60点以上の提案者の中から、評価点の合計が最高の提案者を受注候補者として選定する。同点の提案者が複数いる場合は、委員間の協議により、受注候補者を選定する。企画提案者が1者であった場合もプレゼンテーションを実施し、選定委員会で協議の上、受注候補者として選定するか否かを決定する。

なお、提案者が5者を超えた場合は、プレゼンテーション審査に先立ち一次審査（書類審査）を実施し、上位5者を選定する。

おって、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、選定方法等を変更する場合がある。

### (2) プレゼンテーション審査

イ 実施日 令和5年5月10日（水）

ロ 開催場所 宮城県庁内会議室

ハ 実施方法

(イ) プレゼンテーションへの出席者は、提案者ごとにそれぞれ3名以内とする。

(ロ) 1提案者当たりの持ち時間は、プレゼンテーション約10分、選定委員の質疑応答約5分とし、県が後日指定する時間割により提案者ごとに個別に行う。

### (3) 審査内容

審査項目及び審査の視点等は、次のとおりとする。

審査項目及び配点	審査の視点
調査方法 【30点】	①調査方法は回収率を上げる工夫がなされているか。
資料調製方法 【30点】	①各種資料は構成等について分かりやすさに配慮されているか。
情報周知方法 【30点】	①情報周知方法は効果的なものになるよう工夫がなされているか。
業務遂行の実現性 【10点】	①類似業務実績を有するなどの業務経験又はバックグラウンドとなる知識を有しているか。 ②担当者が適切に配置されているか、関係する団体との連携がとれるかなど、企画提案内容の業務を実施する体制が整っているか。 ③無理なく業務を遂行できるスケジュールとなっているか。 ④経費の見積りは適切か。

### (4) 選定結果の公表

イ 選定結果については、各提案者に書面で通知するとともに、各提案者の名称や評価点等を公表する。公表に当たっては、選定された受注候補者以外は、個別の評価点が特定できないように配慮する。

ロ 審査内容及び審査結果に対する問合せには応じないものとし、審査結果に対するいかなる異議申し立ても受け付けないものとする。

## 7 契約の締結

本企画提案に係る契約については、次により行う。

**(1) 受注者の決定**

選定委員会において決定した受注候補者を優先交渉者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づく随意契約を行うため、優先交渉者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内において契約を締結する。ただし、特別な理由により受注候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受注者とする。

**(2) 契約書の作成**

県と受注者で協議した上で契約書を作成する。

**(3) その他契約に関する事項**

契約時における仕様書は、別紙「仕様書」に記載されている事項を基本とするが、県と受注者の協議により、必要に応じて追加、変更又は削除を行うことがある。

**8 スケジュール（予定含む。）**

(1) 企画提案募集開始	令和5年4月7日（金）
(2) 企画提案書作成等に関する質問受付期限	令和5年4月19日（水）午後5時
(3) 企画提案書作成等に関する質問への回答期限	令和5年4月21日（金）午後5時
(4) 企画提案書の提出期限	令和5年4月28日（金）午後5時
(5) 企画提案選定委員会の開催	令和5年5月10日（水）
(6) 選定結果通知	令和5年5月中旬
(7) 契約締結	令和5年6月中旬

**9 問い合わせ先**

宮城県環境生活部再生可能エネルギー室 水素エネルギー推進班（担当：松田）

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8番1号

TEL 022-211-2683

FAX 022-211-2669